平成２８年（フ）第１３０７号
千葉市若葉区若松町368番地２　若松住宅18号
債務者　上嶋　貞治
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３３３号
千葉県習志野市藤崎４丁目１番27号　第一ハイツ直七101号
債務者　沖野　聖子
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３５０号
千葉市美浜区幸町１丁目８番２棟1007号
債務者　大森　清子
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３５２号
千葉県市川市平田３丁目20番11号（グリーンコーポ201号）
債務者　垣ケ原　聡
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３５３号
千葉市中央区大森町404番地８　クラフト荘315号
債務者　柴田　悟
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３６２号
千葉県船橋市前原東２丁目17番２号　ハイツひるみＥ－102号
債務者　高橋　秀太
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３６７号
千葉市美浜区幸町２丁目11番13棟303号
債務者　三上　和樹（旧姓荒井）
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３７５号
千葉市花見川区花園１丁目２番16号　フラット花園102号
債務者　雲林　卓也
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３９４号
千葉県市原市喜多760番地１　グリーンフィルズ市原501
債務者　庄司　律子
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３９７号
千葉市若葉区都賀２丁目８番４－102号
債務者　鵜飼　邦彦
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３９９号
千葉県八千代市八千代台南３丁目15番21号　ハイツレジェンド203号
債務者　房州　早苗
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１４００号
千葉市若葉区高品町1593番地８　第３三船マンション107号
債務者　小林　茂夫
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１４３３号
千葉県船橋市行田２丁目２番６棟111号
債務者　小野里　茂
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第９７０号
神戸市中央区生田町４丁目６番６号
債務者　宮下　信子
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９９５号
兵庫県三田市乙原413番地24
債務者　西田　充
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７４号
茨城県鹿嶋市宮中３丁目６番６号（高橋住宅）
債務者　青柳　朝美
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２８年（フ）第３５４号
沖縄県那覇市字国場532番地２　ハイツサフラン103
債務者　末吉　豊
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部